

東部保健医療圏のあり方の検討の経緯

福祉保健部健康医療局医療政策課

- 19年 6月 ・鳥取県平成19年6月補正予算に「地域で考える医師不足検討事業」計上
＝持続可能な医療制度あり方検討会の開催等
（二次医療圏ごとに住民に必要な診療機能の確保・充実を図りつつ医師の効率的配置に配慮した病院間の連携・役割分担について検討）
- 19年11月 ・第1回東部医療圏持続可能な医療制度あり方検討会開催
出席者：東部圏域の病院長、東部医師会 等
- 19年12月
～22年12月 ・「東部医療圏持続可能な医療制度あり方検討会鳥取市内公立・公的主要病院分科会」及び「二病院（鳥取赤十字病院、県立中央病院）協議」を開催
出席者：鳥取赤十字病院、県立中央病院、市立病院の各病院長、県医師会長、東部医師会長 等
- 23年 3月
～同年 4月 ・県立中央病院と鳥取赤十字病院の意見交換会
出席者：鳥取赤十字病院長、県立中央病院長 等
内 容：日赤、県中の機能分担について議論
県立中央病院：紹介入院中心で救急、がん、周産期、脳卒中等を強化
鳥取赤十字病院：消化器病、整形外科、頭頸部腫瘍、総合診療等を強化
⇒ 地域医療再生計画（2次計画）に上記内容を掲載
- 23年11月 ・地域医療再生計画（2次計画）策定→別紙1
- 24年11月
～同年12月 ・鳥取赤十字病院と県立中央病院のあり方検討会開催
出席者：鳥取赤十字病院長、県立中央病院長 等
⇒ 日本赤十字社鳥取県支部と県との協定締結へ
- 25年1月
28日 ・「鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定」締結→別紙2
- 25年2月 ・平成25年鳥取県当初予算に「中央病院機能強化整備基本構想策定事業」、「病々連携による東部医療圏高度化推進事業」を計上
- ～25年3月 ・鳥取県保健医療計画策定（現在作業中）→別紙3

(別紙1)

鳥取県地域医療再生計画の概要
(2次計画：平成23年11月策定 東部医療圏の機能分担部分のみ)

1 東部医療圏における医療体制の現状

ア 東部圏域においては、圏域の中心地である鳥取市内において急性期医療を提供している病院が表のとおり複数あるが、同程度の医療提供であり必ずしも高度な医療を提供できる体制とはなっていない。このうち、県立中央病院と鳥取赤十字病院は、距離的にも近く、規模的に同程度であり、更に受診している患者層も重複し、外来患者数も同程度となっており、圏域における機能が重複している。

【鳥取市内の急性期医療を提供している病院の現況】

病 院 名	病床数	医師数(常勤)	建築年次 (S56年以前は耐震化が必要)
県立中央病院	431	77	本館:S50(耐震化中), 外来棟:H8
鳥取赤十字病院	438	51	B館:H2, 検査館:S54, C館(病棟):S42, A館(検診センター等):S37, A館東(薬剤部等):S31
鳥取市立病院	354	46	H7
鳥取生協病院	260	20	H20

イ 鳥取市内の上表の病院のうち鳥取赤十字病院のみが耐震補強の必要な病棟を保有し、今後施設整備が必要となっている。

ウ 県全体では人口10万人当たりの医師数は全国平均を上回っているものの、東部圏域で全国平均に満たない状況であり、特に病院勤務医が不足している。

2 課 題

県立中央病院と鳥取赤十字病院は、病院の規模や患者の状況において類似の医療を提供していることから、専門の医療スタッフ及び医療設備の重複した配置等が必要となっている。病院勤務医が不足している中で、それぞれの病院が特色ある専門的な医療や高度な医療を効率的に提供していくためには、両病院が連携して機能の分担を行うことが必要である。

3 目 標

県立中央病院と鳥取赤十字病院が連携しつつ、東部医療圏の各医療機関の役割分担を明確にする。それぞれの病院の特色を活かしつつ効率化を図り、地域医療の持続的な発展と高度化を実現する。

4 具体的な施策

県立中央病院と鳥取赤十字病院が連携して機能を分担することにより医療資源の集約化を図り、限られた医療スタッフで提供する地域医療の機能の向上を図ることとし、各病院の機能強化に要する経費を支援する。

県立中央病院 : 救急、がん診療、周産期医療など高度、専門的な医療の提供
鳥取赤十字病院 : 消化器病、整形外科領域などを強化し地域の診療機能を支援

(別紙2)

鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と日本赤十字社鳥取県支部（以下「乙」という。）とは、鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担と病々連携の推進を目的として、次のとおり協定を締結する。

(協力事項)

第1条 甲と乙は、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向け、鳥取県地域医療再生計画に掲載された機能分担を基に鳥取県立中央病院と鳥取赤十字病院の病々連携を更に発展させること。
- (2) 甲は鳥取県東部保健医療圏の高度医療を担う中核病院（500床以上）として鳥取県立中央病院の機能強化を図ることとし、乙はそのために必要な病床再編等に協力するとともに機能分担に努めること。
- (3) 乙は機能分担に応じて鳥取赤十字病院の整備を図るとともに、甲は機能分担、病床再編等に必要範囲で当該整備に対する支援を行うこと。
- (4) その他甲と乙が必要と認めること。

(協議事項)

第2条 相互協力の内容と方法等については、甲と乙で個別に協議するものとする。

(その他)

第3条 この協定に関し疑義が生じたときには甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成25年1月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取市東町一丁目271番地
日本赤十字社鳥取県支部長 平林鴻三

次期「鳥取県保健医療計画(案)」の策定について

医療政策課

1 計画の概要

(1) 基本方針	この計画はすべての県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、疾病予防から診断、治療及びリハビリテーションに至る包括的、継続的かつ効率的な医療提供体制の確立を目指すものである。 ◆住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立 ◆医療機関の役割分担・連携により地域において適切な医療サービスが切れ目なく提供される体制の確立 ◆保健・医療・介護(福祉)の連携のもとでの保健医療サービスの提供体制の確立 ◆保健医療の提供を支える医療従事者の確保
(2) 計画の位置づけ	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定による医療計画
(3) 計画期間	平成25年度から平成29年度までの5年間 (現行計画:平成20年度から平成24年度までの5年間)

2 見直しのポイント

○従来の4疾病6事業対策に、新たに「精神疾患」を加え、5疾病6事業とした。

*国の医療法施行規則の一部改正等によるもの。

(精神障がい者の地域移行の支援、精神科救急、うつ病対策、認知症対策等)

○東日本大震災発生後の災害医療の体制整備等、「災害医療」を見直した。

(医療機関の業務継続計画の策定、原子力災害時に円滑な医療活動が実施できる体制整備、近隣府県との連携強化と広域的な連携体制の整備、広域搬送拠点設置に必要な医療資機材の整備と運営体制の整備等)

○その他、前回計画改訂(平成20年4月)後の現状と課題を踏まえた内容を盛り込んだ。

- ・がん対策・・・肝がん対策、乳がん対策等を重点的に推進(鳥取県がん対策推進計画(案)より)
- ・脳卒中対策・・・回復期リハビリテーションの充実(特に東部)
- ・急性心筋梗塞対策・・・心疾患の専門病棟(CCU)の設置
- ・糖尿病対策・・・糖尿病医療連携登録医制度により、県民が安心してかかりつけ医療機関で初期診療が受けられる体制整備
- ・周産期医療・・・産婦人科、産科、小児科の医師、看護職員の確保策の推進
- ・救急医療・・・家庭内トリアージの手法を取り入れるため一般向け救急ハンドブック等の作成。ドクターヘリの広域連携運航体制を構築する中であり方を検討。病院のヘリポート整備等。
- ・医療従事者の確保と資質の向上
 - 医師・・・地域医療支援センターによる地域医療を担う医師のキャリア形成や医師不足病院の支援
 - 看護職員・・・看護職員養成数の増加、看護師養成機関の新設の推進
- ・**医療機関の役割分担と連携・・・東部保健医療圏において、病院間の役割分担を進め、中核的な病院を充実させることによって高度急性期医療の実現を目指す、中部保健医療圏の高度な医療機能の充実と他圏域との連携の促進、西部保健医療圏での機能分担と一層の連携を推進**

○できるだけ多くの県民、専門家、関係者の意見を聞くこととした。

3 今後の予定

- 1月～2月 鳥取県保健医療計画案について幅広く県民からの意見を募集
- 3月 鳥取県地域医療対策協議会において県民からの意見等を反映した後の修正案を協議
鳥取県医療審議会に諮問、答申
- 4月1日 告示・施行